

判決年月日	平成25年1月21日	担当 部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成24年（行ケ）10196号		
○発明の名称を「孔なし且つむき出しのエラストマー層を含有する使い捨て吸収性物品」とする発明について、本願発明は、引用発明及び引用刊行物2に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたとした審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法29条2項

1 本件は、原告が、発明の名称を「孔なし且つむき出しのエラストマー層を含有する使い捨て吸収性物品」とする発明について特許出願をしたところ、拒絶査定を受け、拒絶査定不服審判（不服2011-7942号事件）を請求したが、特許庁が、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決をしたことから、原告がその審決の取消しを求めた事案である。

2 裁判所の判断

裁判所は、相違点2に関する審決の判断に誤りがあると判断した。その理由の概要は、以下のとおりである。

(1) 伸縮部材を含む使い捨て吸収性物品に関し、単層エラストマーフィルムを備える剥離ライナーを使用して伸縮積層体の製造を試みる場合、フィルム材をさらに加工する際に、大抵、剥離ライナーはエラストマーフィルムから分離され、除去され、巻き上げられるため、剥離ライナーと組み合わされたエラストマー単分子層又は単層フィルムの操作は、不織布とのその後の積層における層の操作を促進する他の機構を次に必要とするとの課題があり、本願発明は、上記の課題を解決するため、不織布層を含むかかるフィルムの積層プロセスを促進するのに必要とされるブロッキング防止を助ける機構を備えるものであることが認められる。また、本願発明における伸縮部材は、「前記エラストマー層を得る工程と、当該エラストマー層の1以上の表面への粉末の塗布を含むブロッキング防止処置を当該エラストマー層に施す工程と、当該エラストマー層を1以上の不織支持ウェブ層に積層する工程」の3つの工程を、このとおりの順序で含む方法により得られるものであると解される。

(2) 一方、引用発明の課題及びその解決手段は、異なる伸縮性の伸縮性積層体を「カット・アンド・スリップ」プロセスで製品の望ましい位置に貼り付ける工程を効率化する目的で、エラストマー構成成分を形成する工程と基材に結合する工程を1つの工程の連続したプロセスに組み合わせるというものであって、本願発明の課題及びその解決手段である、エラストマーフィルムから剥離ライナーを分離、除去し、巻き上げるためのプロセスを促進する目的で、不織布層を含むかかるフィルムの積層プロセスを促進するのに必要とされるブロッキング防止を助ける機構を備えることとは全く異なるというべきである。また、引用刊行物1には、エラストマー材をグラビア印刷等により基材に直接付加する方法と、エラストマー材を中間体の表面に配置した後、オフセット印刷のように間接的に基材に移す方法が挙げられるところ、前者の方法は、流体状のエラストマー材が基材に直接付加されるため、エラスト

マー層がブロッキングすることではなく、後者の方法は、エラストマー材はいったん中間体の表面に配置されるものの、引き続き中間層ごと基材に圧着、転写されるため、やはりエラストマー層がブロッキングすることはないから、引用発明における伸縮性複合体の製造方法で、エラストマー構成成分を形成した後、基材に結合する前にブロッキングが生じるおそれはないといえる。そうすると、引用発明における伸縮性複合体の製造方法において、エラストマー構成成分を形成後、基材に結合する前に、ブロッキング防止処理を適用する動機付けはないというべきであり、これにブロッキング防止処理工程を含むとすることは、当業者が容易に想到することではないから、引用発明から、相違点 2 に係る本願発明の構成である「当該エラストマー層の 1 以上の表面への粉末の塗布を含むブロッキング防止処置を当該エラストマー層に施す工程を含む方法によって得られ」との構成に至ることは、当業者にとっても容易ではないというべきである。

(3) したがって、相違点 2 について、「引用発明において、伸縮部材を得る方法についての特定に、エラストマー層表面へのブロッキング防止処置工程を含むとすることは、当業者が容易に想到する」とした審決の判断は誤りである。